

矢作川沿岸地区
南部幹線水路バイパス水路測量業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第 1 - 2 条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における南部幹線水路バイパス水路の設計に資するための基準点測量・水準測量・路線測量及び現地測量を行うものである。	
(場 所) 第 1 - 3 条	本業務において対象とする南部幹線水路バイパス水路は、愛知県岡崎市及び額田郡幸田町地内であり、図面に示すとおりである。	
(業務概要) 第 1 - 4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 ・ 3 級基準点測量 1 1 点 ・ 4 級基準点測量 4 6 点 ・ 3 級水準測量 2 . 5 km ・ 路線測量 2 . 7 9 km ・ 現地測量 0 . 1 4 0 km²	
(一般事項) 第 1 - 5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 測量作業規程第 24 条(基準点測量作業計画)、第 51 条(レベル等による水準測量作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (2) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 6 条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合	

項 目	内 容	備 考														
(配置技術者の確認) 第 1－7 条 (保険加入) 第 1－8 条 第 2 章 作業条件 (作業基本条件) 第 2－1 条 (貸与資料等) 第 2－2 条 (貸与資料の取扱い) 第 2－3 条	(2)審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3)その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4)業務成果品のミス、不備 等 共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 本測量の基準となる既知点は、国土地理院が運営する「基準点成果等閲覧サービス」によるものとする。 本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳図面（矢作川総合地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>事業誌（矢作川総合地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>報告書</td><td>令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table> 第 2-2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	分類	名 称	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面（矢作川総合地区）	1 式	事業誌（矢作川総合地区）	1 式	報告書	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式	その他	その他必要資料	1 式	
分類	名 称	数量														
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面（矢作川総合地区）	1 式														
	事業誌（矢作川総合地区）	1 式														
報告書	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式														
その他	その他必要資料	1 式														

項 目	内 容	備 考						
(関連業務) 第 2 - 4 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、相互に協調の図られた測量としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業務名</th><th>業務期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川沿岸地区 南部幹線水路バイパス水路基本設計業務</td><td>令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務期間	1	矢作川沿岸地区 南部幹線水路バイパス水路基本設計業務	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)	
番号	業務名	業務期間						
1	矢作川沿岸地区 南部幹線水路バイパス水路基本設計業務	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)						
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本作業における作業項目、作業内容及び数量は、(別紙 2) 作業項目内訳表に示すとおりである。 測量作業規程第 22 条及び第 49 条に規定する方式の選択については、事前に監督職員の承諾得るものとする。							
(測量作業の留意点) 第 3 - 2 条	測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 なお、本測量成果の検定については、測量作業規程第 14 条を適用する。 (1) 線形決定 ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。 イ 線形は、地形図(1/500)上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。 (2) 中心線測量 ア 中心杭の間隔は、原則として 20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 (3) 仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の指示により行うものとする。 (4) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦 S=1/100、横 S=1/500 とする。 (5) 横断測量 ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 イ 横断測量の縮尺は S=1/100 とする。 (6) 現地測量 現地測量の地図情報レベルは 500 とする。							
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3 - 3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、							

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他	
第 7 章 業務スライド (業務スライド) 第 7 - 1 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。	

項 目	内 容	備 考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)
対象施設

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
南部幹線水路バイパス水路	【計画】 パイプライン L=2794.408m 管種・管径 FRPMφ1800 通水量 1.34m ³ /s (内訳) ・開削区間 L=1753.541 m (①L=15.201m, ②L=553.311m, ③L=777.948m, ④407.081m) ・シールド区間 L=902.257m ・推進区間 L=138.610m (①鉄道横断区間 L=107.000m, ②河川横断区間 L=31.610m)	1 式

(別紙 2) 作業項目内訳表

I. 測量

作業項目	作 業 内 容	数量	備考
1. 基準点測量			
1-1. 3 級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、3 級基準点測量を実施する。	11 点	
1-2. 4 級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、4 級基準点測量を実施する。	46 点	
2. 水準測量	路線測量を行うため、3 級水準測量を実施する。	2.5 km	
3. 路線測量			
3-1. 作業計画	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
3-2. 現地踏査	路線測量実施のための現地踏査を実施する。	2.79 km	
3-3. 線形決定	上記 3-1 の作業等を踏まえ、線形決定を行う。	2.79 km	
3-4. IP 設置測量	上記 3-2 の作業に基づき、IP 設置測量を行う。	2.79 km	
3-5. 中心線測量	上記 3-2 の作業に基づき、中心線測量を行う。なお、測量間隔は 20m を想定している。	2.79 km	
3-6. 仮 BM 設置	上記 3-2 の作業に基づき、仮 BM 設置を行う。	2.79 km	
3-7. 縦断測量	上記 3-4 の作業に基づき、縦断測量を行う。	2.79 km	
3-8. 横断測量	上記 3-4 の作業に基づき、横断測量を行う。 なお、測点間隔は 20m、幅は中心線より左右各々 25m を想定している。	2.79 km	
4. 現地測量	南部幹線水路バイパス水路の設計・施工に必要な現地測量を実施する。	0.140 km ²	